

## 食中毒を発生させた施設の行政処分について

### 1 事件の概要

(1) 探 知

平成29年2月20日(月)午前9時頃、越谷市内の事業所から「市内の飲食店から提供された仕出し弁当を喫食したところ、複数名が嘔吐、下痢等の症状を呈している」旨の通報があり、調査を開始した。

(2) 喫食日時：2月16日(木)正午頃

(3) 発症日時：2月17日(金)午前0時から

(4) 摂食者数：42名(1グループ)

(5) 有症者数：24名(男性18名、女性6名、26歳から66歳)

受診者10名、入院者なし。全員、快方に向かっている。

(6) 主な症状：おう吐、下痢

(7) 喫食メニュー：松花堂弁当[刺身(まぐろ)、天ぷら(レンコンのはさみ揚げ、きす)、玉子焼き、カレイの西京焼き、野菜のうま煮など]

(8) 原因施設：

ア 名 称：

イ 所 在 地：埼玉県越谷市

ウ 営 業 者：

エ 業 種：飲食店営業

オ 病 因 物 質：ノロウイルス

### 2 原因施設として断定した理由

(1) 患者6名の便からノロウイルスが検出されたこと。

(2) 施設の調理従事者1名の便からノロウイルスが検出されたこと。

(3) 患者の症状及び潜伏期間がノロウイルスによるものと一致したこと。

(4) 患者の共通食が2月16日に原因施設で調製された弁当に限られること。

### 3 行政処分の内容

食品衛生法第6条第3号違反

同法第55条1項に基づき営業停止

処 分 年 月 日：平成29年2月22日

営業停止3日間：平成29年2月22日～2月24日

2月21日から営業を自粛している

## 4 指導内容

越谷市保健所では、営業停止期間中に食中毒の再発防止を目的として、営業者、調理従事者に対する衛生教育等を行う。

問合せ 保健医療部 保健所  
生活衛生課長 伊藤 誠一  
直通 048-973-7533

E-mail:10075500@city.koshigaya.saitama.jp

### (参考) ノロウイルス食中毒について

- 1 ノロウイルスとは  
ノロウイルスによる食中毒は一年を通じて発生していますが、特に冬季に多発しています。  
ノロウイルスに汚染された手指や食品などを介して、口に入れることで感染します。
- 2 症状及び発症までの時間  
感染すると1～2日の潜伏期間の後、おう吐、下痢、発熱などの症状を起こします。  
健康な方は軽症で回復しますが、子どもやお年寄りなどでは重症化する場合があります。
- 3 予防方法  
感染予防に重要なのは「手洗い」です。調理の前、食事の前、トイレの後には、石けんを使用して手を2度洗いすることが効果的です。

ノロウイルスに関するQ & A (厚生労働省ホームページ)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)